

令和4年度東京都環境審議会

カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会（第6回） 速記録

（午後1時30分開会）

○福安政策調整担当課長 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第6回カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会を開会いたします。委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。事務局を務めております環境局総務部環境政策課政策調整担当課長の福安でございます。よろしくお願いいたします。

会議の開催に当たりまして、注意事項を申し上げます。本日の検討会は、Web会議で行います。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声が届かない場合がございます。あらかじめ御了承ください。発言者以外の委員の方は、会議中はビデオ及びマイクをオフにしてください。御協力をお願いいたします。御発言を頂く際は、ビデオ及びマイクをオンにして、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

資料につきましては、会議次第のとおりでございます。事前にデータを送付させていただいておりますが、説明に合わせて画面にも表示させていただきます。配付資料のうち、本日は資料2を中心に御審議をお願いいたします。

本日は、現時点で12名の委員の皆様にご参加いただいていることを御報告させていただきます。

最初に、新年度に入りまして本日の検討会が初めての開催となりますけれども、環境局職員の異動がございました。本日は時間の都合上、異動のございました部長級の職員についてのみ御紹介させていただきます。

地球環境エネルギー部長の荒田でございます。

建築物担当部長の木村でございます。

それでは、これからの議事につきまして、田辺座長にお願いしたいと存じます。田辺座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○田辺座長 どうもありがとうございました。それから委員の皆様、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議事でありましてカーボンハーフの実現に向けた実効性のある制度のあり

方の審議に入らせていただきたいと思います。

初めに、事務局から資料1の説明をお願いできればと思います。それではよろしく願いいたします。

○福安政策調整担当課長 資料1に沿いまして、前回（第5回）における検討会委員の皆様から頂いた主な御意見について御説明させていただきます。本日御説明いたします中間取りまとめの作成に当たりましては、基本的にはこちらの意見を反映させていただいているかと思っておりますけれども、最初に御紹介させていただきます。

これまでの検討会での意見を丁寧に拾って反映している一方、全体像の中の強弱が見えにくくなっている部分があるという御意見。

包括的な都民のウェルビーイングを目指す、その不可欠な手段として脱炭素やゼロエミが必要なんだという説明をしていくべき。

単にCO₂削減だけではなく、建築物、住宅対策の重要性とともに、直近のエネルギー価格の高騰や需給の逼迫などは構造的リスクであり、その状況についてもしっかりと書いていくことが重要である。

経済性とエネルギーの供給安定性、レジリエンスなど、多様な評価軸で取組評価をしていく制度設計とすべきである。

再エネ調達という考え方を全面的に報告制度に入れたことは評価できる。

再生可能エネルギーは、地産地消の観点から、市場という乱高下するところを通してないPPAの形で力を発揮している。

中小企業事業者にとって、再エネの導入等の追加的コストは経営を圧迫するものである。誰がどのように負担していくのかという点について検証していくとともに、都民に理解を得られる説明が必要である。

続いて、太陽光パネルのリサイクルについて検討を重ねる必要がある。

事業者の脱炭素への積極的な取組状況、公表ということを前向きに捉えて施策を打ち出していくことは重要である。

ちょっと飛びますが、ケース・スタディですね。具体的なケース・スタディを普及啓発していくことは大変有益である。

条例改正後、いろいろな課題が出てきた際に、問題解決力を持っている事業者と一緒に解決案を考えるとといった検討をしていくことも重要である。

部門を超えたセクターカップリングによる対策の視点も重要である。

それから次に、新築建物に関する御意見でございます。

再エネの義務化の中で、太陽光発電について、オフサイトでもやっていくという形の柔軟措置を取り入れたというのはよい方向である。

将来のZEV普及に備え、新築の集合住宅にZEV充電設備の配管等を整備し、モビリティを活用し排出削減が可能な仕様とする点について賛同する。将来に向けた投資であるというメッセージを出すことも重要。

都が国に先駆けて制度化し、その制度の下で義務を満たしている建物であることを市場の中でコミュニケーションできるようになると、消費者が住宅を選択する際の参考になる。

続きまして、住まい手等への建物性能の説明の義務づけ等については、誰がどのような対応を取っていくのかも含め、制度の実施に当たり非常に重要な点である。

自然環境の保全を評価基準の1つとして位置づけ、生物多様性に配慮した緑化として評価項目を設定している点を高く評価する。

資源の適正利用に関して、木材利用を推奨していくのであれば、森林が持つ多様な価値にも着目し、資源の持続可能性の評価も行うべきである。

建築物そのものの工程の排出を減らしていくという点について、しっかり評価する必要がある。

排出削減が困難なセクターに対して削減を促す意味でも、エンボディド・カーボンの観点に注目していくことが大事である。

次に、既存建物に関する御意見でございます。

PPA、再エネ電力の調達などを含め、キャップ&トレード制度の中でどのように再エネの削減量を評価していくかが重要。持続可能性の観点で、都としてどのような再エネを増やしていきたいのか、削減量の評価にしっかり反映されるような制度とする必要がある。

排出量取引で利用可能なクレジットにつきまして、国際的にハイクオリティなクレジットは一体何なのか、そういった観点で検討を行っていく。そういった傾向も注視し、検討して

いく必要がある。

事業者側での対応が可能となるよう、できるだけ早く将来の制度の見通しを示していくことが重要である。

東京都は環境政策のリーダーであり、都がどのように中小事業所を具体的に巻き込んでいくかについて、他の道府県での参考にもなる。

東京の空室率（ビル）が少し上がってきており、今後ビルを選んで入れるようになってくる。こういった視点も既築対策には非常に重要である。

都の率先行動として、都営住宅など、特に既築の対策についても具体的な目標を設定できるとよい。

次に、地域のエネルギーの有効利用、高度なエネルギーマネジメントに関する意見でございます。

エネルギー需給の最適運用を行い、再エネ電源や蓄電池がネット上でシステムと連動しながら稼働していくというところが非常に重要。

蓄電池やEV充電器をどのように適切に配置していくか。分散型リソースの適正配置を、地域のエネマネの中でしっかり計画を持って進めていく必要がある。

データのオープン化については、プライバシーを一回取った形でできるとよい。エネルギー需給の最適運用を一層深化させていくことができる。

コージェネレーションなどの自立分散型エネルギーは、レジリエンス強化といった点でも重要。多面的な取組を展開することが重要である。

既成市街地をいかに脱炭素化していくかということも非常に重要。支援などのインセンティブ策も必要。

大規模再開発をした周辺の既存建物に対して連携していく事例もあるので、様々なものが連携して一つのまちをつくっているという背景も踏まえてマネジメントしていく視点も重要。

都市部では未利用エネルギーも重要であるため、支援策などの検討も必要である。

こうした意見を前回の検討会では頂いてございました。御説明は以上でございます。

○田辺座長 どうもありがとうございました。こちらについて何かございましたら、後ほど事務局のほうから説明していただく今回の議題の発言と併せて御意見いただければと思って

います。

それでは、資料2、3について事務局から御説明をお願いします。少し長くなると思います。今事務局のほうから、その後のお仕事があって途中退席されるということで、竹村委員、石井委員、稲垣委員が早く出られるということを伺っておりますので、御説明の後、早めに御指名したいと思いますので、御発言がある場合には御準備をお願いできればと思います。それから、ほかの委員におかれましても、もし少し早めに出られる場合があれば、チャットでお知らせいただければ配慮して御指名をするようにさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局のほうから御説明、よろしくお願ひいたします。

○福安政策調整担当課長 承知いたしました。資料2でございます。資料の御送付が直前とになってしまいまして、申し訳ございませんでした。これからちょっと長い時間になりますけれども、説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

中間まとめ（素案）ということで本日取りまとめを行ってございます。

2ページを表示してはいますが、目次でございます。まず全体の構成についてでございますが、「はじめに」、諮問及び審議の経緯について。第1、直面するエネルギー危機と一層深刻化する気候変動の危機に関する背景や動向について。第2、これまでの都の気候変動対策とゼロエミッション東京を実現する意義について。第3、制度強化の基本的考え方。第4、今回の条例改正を検討している制度ごとに詳細を記述してございます。また、第5のところ、今後の施策展開に向けて記述をし、結びとしてございます。

3ページでございます。今回の条例改正に関する諮問及び審議の経緯についてです。

16行目までは、2000年の環境確保条例の制定から、その後の条例改正の取組、キャップ&トレード制度の導入などについて記載をし、17行目以降、気候危機が身近な危機として一層深刻化してきた中、世界では1.5℃目標を目指し、非国家アクターの取組、ビジネスでも脱炭素経営の動きが標準化され始めてきていること。

22行目以降、都は2019年以降ゼロエミッション東京戦略を公表し、その後のアップデートにより2030年カーボンハーフに向けて具体的な行動の加速を呼びかけてきております。

31行目以降、諮問の経緯とこれまでの検討経過を、関係団体等からのヒアリングで寄せら

れた様々な意見も参考にしながら取りまとめたものとして記載してございます。

4ページですけれども、今後のパブリックコメントも見据えまして、最終取りまとめに向け、多くの方々からの御意見を期待する旨を記載してございます。

次に5ページです。直面するエネルギー危機と一層深刻化する気候変動の危機。1、改めて顕在化したエネルギー・資源利用の構造的リスクについて。

前回3月の検討会におきまして委員の方々から指摘のあった点です。今般のウクライナ情勢により、改めてエネルギーの危機が認識されておりますが、その背景には化石燃料に依存した社会経済の脆弱性という構造的なリスクが大きく影響している。

9行目から、本年3月、東京では電力需給逼迫警報が初めて発令されており、今後の情勢も見据えると、影響の長期化が懸念される。

17行目。東京は他県等から供給されるエネルギーに支えられている資源・エネルギーの大消費地である。エネルギー安全保障や脱炭素化には、国の役割が決定的に重要だが、東京としての取組も極めて重要である。

24行目になります。2、身近な脅威となった気候危機と世界が目指す1.5°C目標の達成について。IPCCの第6次評価報告書に関連した指摘を中心に述べさせていただきまして、日本でも災害級と形容されるような被害が身近な生活領域にももたらされていること。

36行目ですけれども、1.5°Cに抑えるためには、排出量を遅くとも2025年までに減少に転じさせ、2030年までに約半減させる必要があること。

6ページです。全ての部門において直ちにかつ大幅に削減しない限り、1.5°C目標の達成は不可能であるとの、切迫する気候危機の状況について指摘しております。

8行目。加速する企業の脱炭素経営やサステナブル・ファイナンスの潮流につきまして、東京証券取引所で4月からプライム市場上場企業にも情報開示要求が開始されたことなど、まとめて記載しております。

次に7ページ。第2、これまでの都の気候変動対策とゼロエミッション東京を実現する意義について。

1、都における排出量の現状などにつきまして、近年はエネルギー消費量の削減と排出係数の改善効果によりまして、減少傾向で推移しているということを記載させていただいてご

ざいます。

8ページです。都内CO₂排出量のうち、建物に起因するものが約7割。燃料種別では、電力消費に伴うものが約7割を占めている。電力由来の排出量が大き理由は、都内供給電力の多くが化石燃料由来の発電に起因すること。また再エネ電力の利用割合は2019年度で17.3%であり、その大部分が系統電力によるものであること。太陽光発電の設置状況は、設置済の建物割合は少なく、都内の設置ポテンシャルが活かされていない状況にある。

9ページでございます。5行目からでございますけれども、東京の気候変動対策については、これまで建物対策を中心に各種制度を運用してきており、家庭部門については支援策を中心とした施策を推進してきております。

次に、10ページ。4行目からでございます。2050年のゼロエミッション東京実現のための、2030年カーボンハーフに向けた取組の基本的考え方を、3点挙げてございます。

まず1点目、エネルギーを取り巻く直近の状況を鑑みますと、エネルギーの効率的な利用と再エネの利用拡大による脱炭素化の必要性が一層明らかになってございます。これまでの対策をより一層深化させまして、エネルギーコスト削減や健康で快適な暮らし、レジリエンスも高い都市の実現に寄与することを改めて認識する必要がある。化石燃料に依存する我が国では、脱炭素化の取組がエネルギー安全保障の確保と一体として捉えるべきことを認識するべきである。

17行目から、2点目でございます。気候危機から都民の生命と財産を守り抜く。24行目になりますけれども、2030年カーボンハーフは、脱炭素化に向けた社会基盤を確立するためのものであり、単に温室効果ガスが半分になっているという目標にとどまらない、脱炭素も含めた持続可能な都市づくりへつなげていくための取組との認識を示してございます。

11ページ、3点目でございます。エネルギー・資源の利用に大きな影響を持つ東京の責務につきまして、6行目からになります。都内で使用される製品の生産、資源採取のほとんどが都外（国内外）で行われております。都はサプライチェーンの観点からも施策の方向を示しておりまして、下段には概念図をお示ししてございます。

14行目でございますけれども、具体的には省エネの最大化、脱炭素エネルギーへの転換、低炭素資材への転換、生物多様性への対応を併せて推進する必要がある。また、2030年以降

でのさらなる排出削減を進める基盤をつくる観点が重要であり、脱炭素エネルギーへの転換に関しましては、まずは既に技術が確立している電力の再エネ利用強化が重要であり、熱分野については脱炭素熱の利用と電化可能な分野での電化を推進していく必要がある。

13ページでございます。次に第3、制度強化の基本的考え方を3点挙げてございます。

1点目、建物のゼロエミッション化につきまして、15行目を御覧ください。建物は数十年にわたり使用され続けるため、今後の新築建物は2050年の東京の姿を規定する。このため、新築建物ではCO₂を大幅に削減できる建物性能が標準化されること。併せて22行目、既存建物につきましても、2030年に向けましてはゼロエミビルへの移行が開始されるよう取組を強化しなければならない。同時に都市開発では、ゼロエミ地区形成の土壌をつくっていく必要がある。

14ページでございます。ゼロエミ化に向けましては、建物内、地区内に加えて、都外も含めた再エネ設備の設置や調達など、エネマネの広域化の取組が必須であり、さらにDX等を活用したエネマネの社会実装を推進すべきである。

17行目を御覧ください。2点目、都内での再エネの基幹エネルギー化について。

20行目でございます。企業の再エネ利用に対する取組は、ビルオーナーだけではなくテナントビルに入居する企業側からも重視する動きが広がっている。国際的にも魅力的なビジネス環境を整えていくことは不可欠な取組となる。

15ページ、1行目からです。特に都内への再エネ電力供給を拡大する取組を強化すべきである。その際には、電源の持続可能性に係る観点にも留意すべきである。また、熱分野においても、脱炭素熱の利用等を推進していく必要がある。

6行目、3点目でございます。脱炭素経営と情報開示に意欲的に取り組む事業者の後押しにつきまして、17行目からでございますが、上場企業の本社等が集積し、多くの中小企業を有する東京において、サプライチェーンやファイナンスから適正に評価されるよう後押しすることが効果的である。

26行目。都制度によるデータ等の公表の仕組みなど、幅広い情報開示により、企業の動きを後押しすることが重要である。

16ページ目以降です。各制度の強化・拡充する事項について取りまとめて記載してござい

ます。16ページ、まず第4、制度強化の内容について、以下ポイントを絞って説明のほうをさせていただきます。

最初に、1、新築対策についてでございます。対策の意義をお示しいたしまして、10行目からになりますけれども、これまでの都の施策では、大規模建物について制度的な対応を行い、中小建物については支援策を中心とした施策にとどまってまいりました。

18行目以降でございますが、新築対策は持続可能な資源利用を進める観点からも重要である。

23行目。ゼロエミッションビルでは、創エネルギーの性能、エネルギーマネジメントの性能を高める必要。

また32行目からですけれども、敷地外の再エネ設置や、再エネ電気を市場から調達すること。低炭素資材の利用拡大の必要性を示しております。

17ページ、15行目からが大規模新築建物における建築物環境計画書制度の強化について記載してございます。制度の概要は、これまで御説明したとおりでございます。

18ページに移りまして、イ、制度強化の基本的な考え方につきまして、13行目を御覧ください。2030年に向け一層の性能向上に取り組んでいくため、現行制度が対象とする新築建物について、より高い省エネ性能の確保、設置ポテンシャルを生かした再エネ設備、ZEV充電設備の設置標準化に向け、最低基準を整備していくべきであると記載してございます。

ここでZEVの充電設備の最低基準の整備について触れております。これまで、前回の検討会でも、設置標準化に向けた新たな仕組みの導入といたしまして、充電設備の整備基準を新設する旨お示ししておりました。今後のZEV—ゼロエミッション・ビークル—の普及を見据えて、またエネルギーを「減らす」「創る」「蓄める」取組の一層の強化が必要と認識してございまして、東京都としてZEV充電設備につきましても、太陽光発電、断熱性能、省エネ性能とともに、最低基準—義務基準と申しておりますけれども—として設定する必要があるとしております。

17行目に戻りますけれども、再エネ電気の調達、敷地外での再エネ設置、電気購入についても、新築段階から誘導する必要がある。加えて建設資材については、リサイクルに加え、炭素排出の視点も考慮し、レジリエンス等に資する取組や生物多様性の観点を高く評価して

いくべき。さらに建築主の取組を評価・誘導するため、公表・説明の仕組みも充実させるなど、本制度の強化が重要である。

25行目からでございます。制度強化の方向性について。まず最低基準（義務基準）の強化・新設について、①～③でお示ししております。

まず27行目から。省エネ性能基準の強化についてでございます。19ページになりますけれども、まず17行目の*印で記載してございますが、国におきましても建築物省エネ法の改正案が先日閣議決定されまして、住宅についても省エネ基準の適合義務化の方針が示されております。

8行目に戻りますけれども、東京都におきましても、住宅を含め、国基準以上の省エネ性能の最低基準を設定し、性能を底上げすべきである。

次に、20ページになります。②、再エネ設備設置の最低基準の新設につきまして、8行目から。今後は新築という好機を捉えて、太陽光発電に適した屋根に一定容量の設備の設置を促進すべき。基準の設定に当たっては、太陽光に不向きな場合を考慮し、設置が困難な場合は他の再エネ設備や敷地外設置の代替措置も検討すべき。

21ページ、③でございます。ZEVの充電設備の最低基準の新設につきまして、10行目でございます。ZEVの本格的な普及が見込まれる中で、今後新築する建物において充電設備が未整備であった場合、将来的に後工事による負担や環境負荷の発生が避けられません。このため、充電設備が一定台数設置できるよう、新築時に備えるべき整備基準を都が示すべき。

19行目です。なお、建物の電気容量への影響などの観点から、建築主が検討することを促せるような仕組みとすることが望ましい。また、配管等の整備を求める基準とするとともに、最低限の充電設備の実装を求めることも検討すべきである。

22ページ、5行目からです。（イ）、3段階の評価基準の強化。こちらは誘導基準になりますけれども、高いレベルにチャレンジする建築主の取組を評価し、一層の取組を誘導していく必要がある。

23ページ。①、エネルギー使用の合理化につきまして、10行目から御覧ください。とりわけ再エネ設備の設置については、より大容量の太陽光発電等の導入も適切に評価できるよう誘導する必要がある。

また24ページ、ii番です。再エネ電気の調達につきまして、5行目から。新築段階から再エネ電気を外部から調達する取組を評価・誘導する新たな仕組みを導入すべきである。

11行目、iii、地域冷暖房からの熱の受入れ評価の観点に加え、高度なエネルギーマネジメントの社会実装を後押しする観点でも評価を見直すべきである。

25ページになります。11行目、②、資源の適正利用についてでございます。17行目からになりますが、低炭素資材（木材など）の積極的な活用や、建設に係るCO₂排出量の把握、建設廃棄物のリサイクルなど、エンボディド・カーボンの削減にも寄与する取組を促すなど、新たな視点での評価項目の追加を検討すべきである。

26ページ、③、自然環境の保全につきまして、9行目から。とりわけ緑化については、生物多様性の保全に配慮した取組を誘導するよう見直しが必要である。

26ページ、19行目、④、ヒートアイランド現象の緩和について。適応策にも着目し、レジリエンス、防災性の観点などの新たな視点での評価項目の追加を検討すべき。

27ページ、17行目になります。次に、建築物環境計画書の情報の活用について記載してございます。

まず①、建築主による環境性能の表示、建物使用者への説明について。24行目になりますが、性能表示、説明内容の拡充とともに、特にビル等についてはより多くのテナント等へ環境性能の情報が行き渡るよう、建築主が交付する対象の規模の拡大を検討すべきである。

28ページ、4行目からです。②、東京都による公表情報の充実化につきまして、12行目ですが、投資家等による活用が建築主の利益にもつながるものであることから、誰もが建物環境性能を把握・比較し、活用することができるよう、公表内容の拡充を検討すべきであると記載してございます。

次に29ページからが、一定の中小新築建物への太陽光発電の設置等を義務づける制度についてでございます。アの現状について。こちらは10行目から御覧いただけますでしょうか。東京ゼロエミ住宅基準への適合を条件に助成を現在行っております。また、本年4月以降は不動産取得税の減免を開始してございます。ゼロエミ住宅の助成金への関心は高く、募集枠を超える申請が寄せられており、申請の約8割は大手住宅メーカーが供給する住宅となっており、高い関心を持たれております。

18行目ですが、こうした優れた住宅を供給する事業者を公表していくことで、当該事業者への評価がさらに高まることが期待できる。一方で、太陽光発電設備の設置は十分進んでいない状況にある。

30ページ、13行目からになります。イ、取組強化の必要性についてです。都民生活の基盤である住宅について、断熱・省エネ性能を高め、健康で快適な居住空間を確保し、太陽光発電や蓄電池等の利用により、レジリエントな健康住宅へアップデートしていくことは、脱炭素に限らない多様なメリットをもたらす。新築する機会を捉え、こうした整備を標準化するとともに、より高い水準へ誘導する制度を構築するべきである。

31ページ以降ですけれども、住宅の環境性能を強化するメリットを3点、具体的にお示ししております。

①、居住者の健康性の向上につきまして、新たに資料をおつけいたしまして、具体的に説明しております。

また、32ページには、②、停電時における自立運転モードの有効性について。

また、33ページには、③、経済性の向上についても具体的にお示ししております。

33ページの8行目、ウ、新たな制度の創設についてです。

まず（ア）、制度対象者について、考え方を説明し、20行目からになりますが、一定の中小規模新築建物を供給する事業者、請負型規格建物の請負事業者または建築主を新たな制度の対象とすることが妥当である。

34ページ。（イ）、制度の対象とする住宅の供給規模につきまして、7行目。毎年度の都内新築建物の供給量（延床面積の合計）により、住宅、住宅以外にかかわらず、延床面積を事業者単位で合算して判断し、2万㎡以上を供給する事業者を制度対象とすることが妥当である。

35ページ。（ウ）、標準化を目指す性能、最低基準（義務基準）の設定について、①～③でお示ししております。

まず①、断熱・省エネ性能に関する最低基準について。5行目を御覧ください。都は、国が2025年の施工に向けて検討する省エネ基準適合義務化をより早期に東京から推し進めていくためにも、新制度において断熱・省エネ性能の最低基準（義務基準）を定め、国基準以上

の設定により環境性能の底上げを図るべきである。

16行目です。②、再エネ設備の設置に関する最低基準について。まず i 番、義務量についての考え方ですが、20行目から。住宅等の「年間供給棟数」に対して、「設置可能率」及び「1棟当たりの最低基準」を乗じることにより算定。事業者単位で総量として義務量を課す仕組みとし、柔軟に義務履行ができるよう制度上の工夫を図るべき。なお、太陽光発電以外の再エネ利用についても評価を検討するべき。

36ページ、敷地特性の考慮についてです。都内一律の設置可能率のほか、区域ごとに応じた設置可能率を乗じて適用することも検討する必要がある。

21行目、設置場所などにつきまして、敷地内設置を原則とした上で、それが困難な場合に限り、一定の条件の下、敷地外での代替措置について検討が必要。また、初期費用を軽減する手法についても、義務履行の対象とすべき。

37ページ、4行目からです。③、ZEV充電設備の設置に関する最低基準につきまして、ZEV普及時の備えが建物価値向上の面からも重要であり、9行目ですけれども、充電設備の整備基準を設定すべきである。制度対象事業者が供給する駐車場付の新築建物1棟ごとに整備するものとし、戸建て住宅には普通充電用の配線を駐車場に整備、また一定以上の駐車台数を有する中規模マンションにおいては、充電設備の実装を求めていくべきである。

17行目、次に、誘導基準の設定についてでございます。ZEH等の供給に積極的に取り組む事業者を後押しするため、より高いレベルでの断熱・省エネ性能、再エネ設備の設置、ZEV充電設備の設置等を評価できる基準も導入するべき。この際、充放電機能を有する設備の設置や、木材などの低炭素資材の活用促進についても検討をするべき。

28行目から、(オ)、建物性能の説明制度について。住まい手等が自ら住まう建物の環境性能や設備の設置状況を正しく理解し、入居等の判断を行っていくことが、高い環境性能を持つ住宅等の普及につながっていく。このため、まず供給事業者等は、広く中小新築建物の売買・賃貸等をする前に、最低基準及び誘導基準への適否について、住まい手等へ説明することに努めるべきである。さらに、説明者が一定以上の規模を供給する制度対象事業者である場合は、説明することを義務づけるべきである。

38ページ、2行目。加えて、住まい手等が運用時に省エネ効果を最大限発揮するため、使

い方の周知について関連団体とも連携し、SNS等を通じて情報提供していくことも重要である。

次に、6行目から。（カ）、制度対象者からの取組状況の報告について。断熱性能の最低基準の適合、再エネ設備や充電設備の設置状況について、当該年度を取組を翌年度に都へ報告することを義務づけ、都が履行状況を確認できるようにするべきである。この際、事業者は自らが制度対象事業者に該当するかどうか、当該年度の供給実績に応じて決定されることから、業界団体等を通じた丁寧な周知を通して、事業者の予見性を高め、円滑に制度を運営していくことが重要である。また、国の住宅トップランナー制度を参考に、合理的な制度運用を検討すべきである。

19行目、（キ）、施策の履行を確実にするための方策につきまして、22行目です。ファイナンス等の観点や建築主から評価される仕組みなど、効果的な制度統計データ活用策を検討すべき。

25行目。一方で、取組が不十分である場合には、都による指導、助言、指示、勧告、氏名公表などを通して、適正履行を促していくべきである。

次に、太陽光発電設備の適切な導入、運用、廃棄等につきまして、設置において近隣に与える影響への配慮など、安全・安心への理解を深めることが重要であり、メリットを最大化するためには適切な維持管理を行うことも重要である。

18行目から、十分な発電量を太陽光発電パネルで確保できなくなった場合においても、設備の更新によって再エネの継続利用を促すとともに、廃棄する場合においてはリサイクル等が重要となる。都は使用済み太陽光パネルのリユース・リサイクルに関する検討会を実施し、都内の特性を踏まえた取組の方向性を整理してきており、今後ともリユース・リサイクルの高度化に向けた方策について検討が必要である。

また、40ページ。こうした取組などについて、関連団体等とも連携しながら都民等に分かりやすく普及啓発やサポートを行い、実効性を高めていくことが重要である。

次に、41ページから、既存の建物の制度の強化、ゼロエミビルの標準化に向けた移行開始についてでございます。

15行目を御覧ください。新築建物への取組と同様に、既存建物でも高い環境性能を確保す

ることと併せて、運用対策を徹底する必要がある。

42ページ、43ページにつきましては、現行のキャップ&トレード制度の概要、削減実績などをお示ししております。

43ページ、イ、制度強化の基本的考え方につきまして、25行目以降が、気候変動に関する情報開示を進める動きなどについて記載しております。

また、44ページに入りまして、入居テナント向けに再エネ100%電気を供給する動き、PPAによる電力調達や非化石証書（再エネ指定のもの）の直接購入など調達手法の多様化、投資家や金融機関等から高い評価につなげていく観点を重視すべき。

15行目以降。制度強化の方向性についてでございます。3月に御提示した内容から、以下変更ございません。

次期計画期間の削減義務率は、2030年カーボンハーフビルやその先のゼロエミビルを見据えた水準に設定すべきである。基準排出量は、これまでと同様の取扱いとすることが望ましい。

25行目。義務履行手段について。現行制度と同様に、「省エネ、再エネ、排出量取引、前計画期間からのバンキング」とし、このうち再エネ利用については義務履行に利用可能な範囲の拡大を検討すべきである。

34行目。また、排出量取引で利用可能なクレジットのあり方については、引き続き価値の創出過程や検証方法などを勘案して慎重に検討していくべきである。

45ページ、（イ）、再エネの利用の更なる拡大について。

まず①、目標設定取組状況等の報告・公表についてでございます。

6行目から、再エネ設備の導入や再エネ電気利用について、新たに目標設定や取組状況等の報告・公表を求め、計画的な取組を促進すべき。また、再エネによる削減量の評価に当たっては、追加性や持続可能性にも考慮した評価の実施可能性を検討されたい。

②、再エネの取扱いについてですけれども、21行目です。再エネ利用による義務履行に関する対象範囲の拡大について検討をするべき。併せて、非化石証書等を直接購入する取組を新たに評価することや、削減量算定時に適用する排出係数など、供給実態に合わせた取扱いの見直しを検討するべき。なお、電気以外のエネルギーへの対応について、当面の間は電気

で環境価値として認める証書と同レベルの証書の活用可能性を検討されたい。

30行目以降です。2030年より前にカーボンハーフを早期に実現した事業所へのインセンティブといたしまして、35行目以降ですが、トップレベル事業所認定の仕組みを活用いたしまして、削減義務率の軽減等について検討をするべきである。

46ページです。16行目ですが、なお、インセンティブ策の検討につきましては、カーボンハーフにとどまらず、さらなる高みを目指していただく必要があることに留意するべきである。

26行目です。次に②、対象事業所の積極的な取組を後押しする仕組みの充実について。こちらは47ページにかけて記載してございます。

続きまして、47ページの20行目からになります。中小規模事業所を対象とした報告書制度の強化についてでございます。

48ページにかけては、現行制度の概要について説明をしております。

49ページの4行目。制度強化の基本的考え方についてでございます。都内には約63万の事業所が存在しますが、既存中小事業所のゼロエミ化を開始していくため、さらなる省エネと再エネ利用の拡大等を一層促進すべきである。

14行目。本制度の対象事業者には上場企業等が多いことも関連して、気候変動対策に関する情報開示を進める動きや、サプライチェーンの観点から、取引先企業から脱炭素行動を求められる動きの広がり、またテナント入居先の選定条件として再エネ電力の供給状況等を重視するテナントも増えている。

25行目。このため、積極的な取組を行う企業・事業所を後押しし、投資家や金融機関等からの高い評価につなげていく観点を重視するべきである。

50ページ。制度強化の方向性についてでございます。こちらも3月に御提示した内容から変更はございませんが、まず（ア）、目標となる達成水準の提示と報告書による達成状況の報告。

11行目以降です。まず、都として提出義務者に対し、事業所及び事業者として2030年に向けて取り組むべき省エネ・再エネ利用に関する目標となる達成水準を提示するべきである。

16行目からですけれども、提出義務者は個々の事業所での取組とともに、事業者・企業と

しての観点からもCO₂削減に取り組んでおり、削減対策の柔軟性を確保する観点で、提出義務者にはそのいずれかの達成を促すものとするのが望ましい。

20行目です。提出義務者においては、都が示した各水準の達成に向けた推進計画を策定し、その達成状況について毎年度、都に報告する仕組みを検討すべきである。また、当該報告書は、事業者及び都の双方が公表する仕組みとするべきである。

25行目です。都が設定する2030年達成水準の考え方につきまして、まず事業所の取組としては、全ての事業所のエネルギー消費原単位が一定水準以上、または事業者としての取組としては、全事業所のエネルギー消費量の総量などについて、一定割合以上を改善する観点から設定すべきである。

51ページでございます。28行目からは、再エネに係る達成水準の考え方についてです。

39行目からですが、都の再エネ電力利用割合の目標などを踏まえまして、52ページになりますが、再エネの取組に先駆的な事業者を評価するため、再エネ率100%電気の利用を促進する観点から、再エネ率100%電気を一定割合の事業所で利用していることを水準として設定することが望ましい。

53ページの2行目からですが、（イ）、再エネ利用に関する報告内容の充実につきまして、意欲的な企業を適正に評価できるよう強化いたしまして、さらなる再エネ利用拡大のインセンティブとしていく観点を踏まえるべきである。

54ページ、（ウ）、積極的な取組を後押しするインセンティブ策。こちらにつきましても、企業価値の向上につなげていくためにも、効果的な制度、データの公表・活用等について拡充するべきであると記載してございます。

次に、55ページに移ります。地域エネルギー有効利用計画制度の強化、高度なエネルギーマネジメントの推進につきまして、今後の都市開発においてはゼロエミ地区形成への土壌をつくっていく必要がある。

9行目を御覧ください。企業等が取り組むエネルギー有効利用や、エネマネに係る状況は大きく変化しており、エネルギー需給の連携制御による街区全体でのエネマネなども始まってございます。

39行目になりますが、2030年までの間を新築・既存ともに、ゼロエミ地区形成を可能とす

るDX等を活用した高度なエネマネの社会実装を開始する時期として位置づけていく必要がある。

57ページから58ページにかけて、こちらは2つの現行の仕組みの概要についてお示ししております。

58ページの4行目からですが、各開発案件における再エネ利用等の取組状況について。また、21行目からは、各種支援策について記載してございます。

59ページ、制度強化の基本的考え方について。開発段階からゼロエミ地区形成を促進するためには、建物単体の省エネ性能の向上はもとより、未利用エネルギーや再エネを積極的に活用しながら、エネルギー需給を最適化するなど、エネルギー有効利用をより深化させた形で促進する必要がある。投資や企業立地を呼び込むためにも、事業者の取組を後押ししていくべきである。

9行目です。その際には、開発区域にとどまらず、建物外や地区外からの再エネ調達、デジタル技術を活用した需給の最適制御などを誘導していく必要がある。

13行目。さらに、資源循環、生物多様性、適応策、開発地区外の地域との連携などを含めた幅広い観点から、2030年、2050年を見据えた計画的な脱炭素の都市づくりを誘導する視点を忘れてはならない。

17行目。既存街区も含めて、先進事例に関する積極的な情報発信も併せて進め、取組を後押しするインセンティブ策を講じていくことも重要である。加えて、熱供給においても、再エネ利用など脱炭素化に資する取組の推進が重要である。

23行目。制度強化の方向性について。こちら3月に御提示した内容から変更はございません。

28行目からになりますが、制度の対象規模等の要件は現行どおりとしつつ、開発計画検討のより早い段階での検討を促すため、都のガイドラインを踏まえまして、開発事業者自らが脱炭素化を見据えた方針の策定を求める制度に再構築すべきである。これに合わせ、再構築後の制度の開始時期についても、基本設計や詳細設計の段階など、現行制度の開発時期より早い時期に変更することを検討されたい。

36行目。まず、都によるガイドラインの策定と公表について、お示ししてございます。

60ページ。当該ガイドラインにつきましては、基本的な考え方と削減方針（ステップ）や、当該ステップを実現するための個別取組を明示する必要がある。基本的考え方には、現在活用し得る技術を用いたエネルギー利用効率化、再エネ利用、エネマネの体制整備、資源・生物多様性や来街者への対策など、幅広い観点から検討し整理をする。また、ステップごとに具体的な建物設計の段階までに検討を試みる新技術の活用や、稼働後に追加的に取り組む予定の対策を明示するよう求める内容とするべきである。

また20行目、開発段階において竣工後も引き継がれるエネマネ実現に向けた体制を事前に構築して、竣工後におきましては当該体制を核とした高度エネマネの進化に取り組むことへの検討を明示する必要がある。

61ページの3行目ですけれども、②、開発事業者による脱炭素化方針の策定と公表について。こちらは開発概要とともに、ゼロエミ地区形成に向けた方針を作成し、自ら公表する仕組みとするべきである。

62ページ、③、取組状況の報告・公表について。建物竣工後に、開発事業者が示した方針への稼働後の取組状況を明らかにするため、報告書の作成・提出を求めるとともに、その内容を事業者及び都が公表するべきである。

④、先進事例の創出につなげる情報発信といたしまして、16行目です。事業者から提出された先ほどの脱炭素化方針の内容については、都としても公表をし、また本制度による開発事業のみならず、既存街区も含めて積極的な開発事業者との連携による先進事例の情報発信のあり方についても検討されたい。

24行目。地域冷暖房区域における脱炭素化の推進について。熱供給における再エネ利用などを評価するとともに、今後の取組の検討を求める仕組みに拡充。敷地外から調達した再エネ活用の評価、また電力需給調整に貢献する取組の検討を求めるべきである。

63ページ、15行目からは、既存施策を通じた取組、誘導策などにつきまして、64ページにかけまして①～④の形で記載してございます。

65ページ。電力の供給事業者側への取組です。都内への再エネ電力の供給促進につきまして、考え方ですが、脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素エネルギーへの転換が必要であり、再エネの基幹エネルギー化を加速させていかなければならない。

10行目からです。このため、自家消費とともに、系統電力の再エネ割合の拡大を加速させることが不可欠となるため、電気供給事業者等による再エネ由来電気の供給拡大を一層促進するべきである。

66ページにおきましては、現行制度の概要についてお示ししております。

67ページ、（ア）、制度強化の基本的考え方について、5行目ですが、2030年に向け、再エネ電力を十分に供給し、その利用者を増やすためには、都内供給電力に占める再エネ電力割合の高い供給事業者の拡大を目指すべきである。さらに、新たな再エネ電源の開発加速が必要であり、これに伴い、再エネ電力の証書の全体量も拡大していくことを目指すべきである。

14行目、（イ）です。再エネ電力を選択する需要家の拡大についてでございますが、20行目、再エネ100%電力メニューのほか、再エネ電力を一定割合で含みつつも、比較的価格を抑えたメニューなど、多様な再エネ電力メニューから選択できる環境整備を図るべきである。

68ページ。制度強化の方向性について。こちらも3月に御提示した内容から変更はございません。

3行目からです。2030年目標も踏まえまして、都は電気事業者が定める目標の指針として、新たに都内への供給電力に占める再エネ割合の2030年度目標水準を設定し、各供給事業者に提示すべき。その上で、各電気事業者を対象に、2030年度目標の設定と、各年度における計画の策定、これらの報告・公表を義務づけるべき。次に、進捗を確認するため、都内供給電力の再エネ電力割合、電源構成について、各年度の実績の報告・公表を義務づけるべき。

17行目。また、再エネ電源の開発をさらに加速するため、特に前年度に新たに設置された再エネ電源からの調達に着目し、実績の報告・公表を義務づけるべきである。なお、再エネ電源の持続可能性に関しては、非FIT電源からの電力についての対応を検討されたい。また、自己託送などでの再エネ調達についても、実施状況の把握方法等を検討されたい。

68ページの27行目。多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備につきまして、30行目ですが、現在は公表を希望する事業者のみが提出しているメニューごとの再エネ電力割合等の情報についてです。制度強化によりまして、全ての事業者に報告・公表を求めることを義務づけるべきである。

35行目。本制度で得られるデータを、需要家にとって有益な情報としていくためにも、実績報告時点で供給している電力メニューの内容も併せて報告・公表する仕組みとされたい。また、電力メニューの変更があった場合は、情報の更新に速やかに対応できる仕組みとしていくべき。

69ページの7行目。意欲的に取り組む事業者を後押しする仕組みの構築について。オープンデータ化など、都として需要家に届きやすい情報発信のあり方を検討し構築されたい。

16行目。今後の熱の脱炭素化につきまして。高温域など、電化が困難な分野につきましては、新たな技術開発・実用化が必要不可欠である。このため、2030年までの間においては、技術開発の進展状況や国際動向を注視しつつ、引き続き制度・仕組みのあり方を検討していく必要がある。

最後に、71ページ。今後の施策展開に向けて。結びとしております。

7行目から。今後の施策強化を実効性あるものとするためには、関係者の理解や共感が重要であり、今後の制度の詳細設計に当たっては、こうした点にも配慮した丁寧な検討を行っていくべき。その上で、都内の企業等には一層の高みを目指した取組を展開していただけることを期待したいとしております。

以下、今後の施策展開において考慮すべき事項、5点まとめてございます。

15行目。1、多様な主体との連携・協力。都が目指す社会の姿や制度強化の必要性などを、市民や企業などに対して分かりやすく伝えていくこと。ベストプラクティスの共有や、イノベーション創出を促す情報発信を行うとともに、支援策の充実も検討されたい。

2、都庁の率先行動等について。東京から建物のゼロエミ化を推進する好事例を国や他の自治体に共有していく活動などに積極的に取り組むこと。34行目、まず東京が率先して、あるべき建物性能を示し、実装化を一層強化していくべき。

3、世界の諸都市との連携について。英語情報での発信の強化、都市間連携により、都内企業の国際プレゼンスの向上を図っていくべき。

4、継続的な制度の検証と見直しにつきましても重要な視点でございまして、11行目。気候変動の状況変化や、国内外の諸都市、企業、NGOなど、国際社会の趨勢や事業者の意見も踏まえながら、継続的な検証を行い、必要な見直しを行っていくべきである。

5、今回の制度強化対象以外の分野での取組強化について。家庭・交通部門対策、都民のライフスタイルやビジネススタイルの行動変容を促す取組、各種支援策の強化について、今後も不断に検討を重ね施策を検討していくべきとして、結びとさせていただきます。

また、本日、資料3として概要版をおつけしてございます。御確認いただければと存じます。上段では、気候変動・エネルギーを取り巻く背景について説明をし、また制度強化の基本的考え方を整理してございます。制度強化の拡充のポイントをこうしたマトリックスで整理してございます。

大変駆け足となりましたけれども、御説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

それでは、ここまでの説明について、議論に移らせていただきたいと思います。御発言を御希望の方は、挙手機能もしくはチャット機能によりお知らせください。前回の意見、資料1でございますけれども、これに対する御発言もあるようでしたら、併せてお願いいたします。

また、御説明のあった資料2と3につきましては、検討会の取りまとめを行った上で、企画政策部会、総会に報告する流れとなっております。今後の制度設計に当たって留意すべき事項に関する御意見であるのか、あるいは中間取りまとめの具体的な修文についての御意見であるのか、可能でしたら御発言の前にお伝えいただくと大変助かります。また、資料が大部なので、ページと行番号を付しておりますので、併せて御発言のときには具体的にこの部分と言っていただけますと、円滑な質疑につながると思います。御協力をよろしく申し上げます。

早退と伺っております竹村委員、可能であれば、御発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

○竹村委員 御配慮ありがとうございます。では、先に失礼いたします。

誠にいつもながら、いつも以上に本当に十全な取りまとめをありがとうございます。敬服申し上げます。これまで1年以上にわたる御検討、その上に委員諸氏の意見を本当に十全に反映いただいていると思いますので、これについて本当に特に申し上げることはありません。

むしろ、これからパブコメを含めて、都民にこれを伝えていくという観点、そしてまた、これは2030年、2050年、数十年の計であります。5年後、10年後にもこれが全く意味を失わない、価値が持続可能であるような表現が必要になってくるという観点から、最後に蛇足ながら申し上げますと、カーボンハーフ・脱炭素というのは、あくまで手段でありまして、目的ではありません。目的はこの条例案あるいは全体の報告でも書かれていますように、都民の命の安全保障。それは環境面のみならず、経済面、健康面、そして災害レジリエンス、いろいろな観点からの都民の命の安全保障というものを担保していく。その一側面として、非常に重要な側面として脱炭素化があるということだと思いますので、仮にカーボンハーフが予想以上に進んで、カーボンハーフということを強調する必要がなくなったとしても、あるいは逆に、他のいろいろな要因で温暖化傾向が多少緩和されるようなことが一時的にあったとしても、カーボンハーフ・脱炭素というのは気候変動の緩和だけが目的ではありません。要するにエネルギー安全保障とか、断熱を含めたこういう健康面での向上、ウェルビーイングの向上、そして首都直下震災も目前に視野に入れた中での災害レジリエンスということで、あくまでカーボンハーフ・脱炭素というのが独り歩きして自己目的化しないような表現というのは、やはりこれは5年後、10年後、20年後を見ても、このときの数十年の計というのはまさに正鵠を射た高い目線のものであったなと評価し得るような形に表現されるべきかと思っておりますので、その手段と目的を明確にセグメンテーションしていただければと思います。

という意味で、3つ、本当に前面に押し出すべきは、この経済、健康、環境、災害までを含めたトータルな安全保障、その重要な側面として脱炭素があると。

それから2つ目は、これも十全にお書きにはなっているのですが、やはりこれだけ1年以上御一緒に議論してきた我々でも、探さないと見つからないぐらい大部の報告の中に埋もれている状況ですので、あえて改めて強調しますと、やはり大消費地としての東京、その消費の仕方、ライフスタイルが変われば、地球全体に大きな貢献をし得る、あるいは東京都外のほかの地域からの調達。これはエネルギーだけではなくて、木材の質も問われるねという話もありましたし、なかんずく食料ですね。外国からこれだけ、食料もエネルギーも1割自給という状況に近い、飼料とか種の問題まで含めればもっと下がるということから考えますと、我々の命の安全保障の根幹でもありますし、同時に、我々の消費を変えることによって地球

全体にいい影響を与えていくことができるということで、2050年の東京のあり方というのは、地球のあり方をアップグレードしていく、そういう重要なハブ、ノードとして東京というのがあり、東京都民の生活というのがあるんだと。これを変えていくことは、地球のサステナビリティに本当に直結するんだということを前面に出される。都民の命の安全保障という自己保身的な観点に続いて、やはり都民のウェルビーイングが地球の安全保障につながっていくんだと。こういう観点を2点目にちゃんと強調されればよいのではないかと思います。

3点目に、ZEV、ZEH、ゼロエミッション・ビルディングのみならず、やはり緑の東京、そして生物多様性、あるいは適応策の部分ですね。2050年の東京のあり方を決定する、2100年の東京のあり方を決定する。これも重々書かれています。書かれているのですが、3点目、3つ目の柱としてこういうことを強調されて。若干今のボリュームでいきますと、生物多様性も緑化も適応策も、どうもちょっと付け足し的な感を否めない。けれども、緑化率、緑のあれも非常に東京は多いんだという意見もこれまでも出ましたが、明治神宮にしても、人間が、人がその生物多様性を保全し、そしてまたそれをより高めるような方向で、ある意味では生物多様性、自然生態系と共進化していく東京のビジョンというのは既にいろいろな形で表れているし、これを2050年に向けて広げていくんだと。東京都民の第2点のライフスタイルにおいても、東京都外の生物多様性も増進していくような形で木のクオリティ、東京スタンダードを決めて、木の質を問うて、東京都外の森を豊かにしていくハブとなるんだという観点ですね。

こういう形で、この3つの柱をちゃんと前面に出されると、この大部の十全に書かれた報告書、あるいは条例案というのが、2050年から振り返ってもより高い目線で未来に届くものであったなと評価できるものになるのではないかと思いますので、最後にこの1年半を締めくくる意味でも、それを御提案したいと思います。ありがとうございました。

○田辺座長 どうもありがとうございました。

それでは次、石井委員にお願いして、その後、有村委員にお願いしたいと思います。石井委員、お願いいたします。

○石井委員 御配慮ありがとうございます。有村先生、すみません、お先に失礼します。

今、竹村委員がおっしゃったこと、私は全面賛成でございまして、そういうことを申し上

げたいと思いました。

1つは、やはり東京が果たすことのできる役割というのが、都民のウェルビーイングを超えて、日本のモデルであるべきだし、世界のモデルであるべきだということです。東京はC40等で非常に重要な役割を果たしていますし、東京は何ができるか、何を目指しているかというメッセージが、日本のみならず、ほかの世界の大きな都市にとっても非常に重要になってくると思います。そういう中で、最近の国際情勢を見ていますと、2015年パリ合意あるいはSDGsで非常に高い期待がある一方で、しかしなかなかうまくいかない状況の中、何とかグラスゴウのCOP26で巻き返そうと思っていたところに、ウクライナへの軍事侵攻等が発生しました。一体、国際協調体制はどこへ行ってしまうのだろうかという点で、非常にバックラッシュも多い昨今であります。また、安全保障という名前の下に、カーボンニュートラルを少し緩めてもいいのではないかという意見すら出てきているようなこともあります。

こういう、ある意味グローバルなミッションを達成するのが難しくなっているようなときであるからこそ、高い視線と揺らがないロードマップとを打ち出していく意味は非常にありますので、竹村先生も何度もおっしゃいましたけれども、そういった視点の高さのようなものを前文のところでしっかりと打ち出していただくと、全体の意味が非常に強まるのではないかと思います。

2点目も、実は竹村先生がおっしゃいました消費地というお話に関係するのですけれども、つい最近スウェーデンが、カーボン排出量を測るときに、国内生産だけでなく、国内の消費でも測るべきだという国家目標の転換といいますか付加を行いました。カーボンだけではなく、当然自然資本のほうも重要なのですけれども、やはり生産で測るか消費で測るかということを考えたときに、消費の方に注目すると世界中でまったく違う模様が描けてくる。環境大国だと思っていた国も、輸出入等々による越境効果を考慮に入れて地球全体への環境負荷を評価すると、実は彼らの手もクリーンとは言えなかったということが最近非常に透けて見えてきました。そういう意味で、生産だけではなく消費に着目した生きざまというか、経済社会の回し方というものにだんだんと関心が集まってきていると思います。東京はまさにそれを体現するような場所柄でありますので、そういう点からも、ライフスタイルチェンジ、あるいは消費地としての東京の役割ということを示していくということ

が重要であると思っております。

3つ目に、カーボンニュートラルということを見ると、車両、つまりモビリティの話と建物の話が前面に出てくるのはある意味当然で、それについて非常によい取組が様々あるわけですが、一方で都市全体のデザインがどうなるのかという視点も重要であると考えております。人々が自分の車を使わずに、しかし快適に、便利に動ける都市というものを、どのくらい目指せるのかどうか。開発地区のお話がありましたけれども、どうしても部分的な取り組みであるという印象が否めないところがあります。東京は今後、抜本的に生まれ変わるのか、あるいはやはり、今あるものはもうなかなか動かさないで、継ぎはぎしながら進んでいくのか、その点についての野心の表れのようなものを、どのように描いておかれるのかなど。

この点、3つについてコメントをさせていただきました。でも、大変立派な作業をされていると思います。どうもありがとうございます。

○田辺座長 石井委員、どうもありがとうございました。

それでは、有村委員お願いいたします。

○有村委員 ありがとうございます。私からは、2つコメントと、1つ質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、内容に関して、カーボンハーフに向けた東京都の包括的な取組、それから意気込みが伝わるすばらしい内容になっていると思います。これだけのことが本当にできるというのは、東京都という特殊なリーダーというところが反映している内容になっていると思いました。

それから、東京都自ら、自分たちの立場というのを明確にしているというところもいいと思いました。国際的な中でリーダーシップを取っていこうということ、それから日本国内において自治体のリーダーとしての意識を持ちつつ、そこで先頭を切ってやっていくといったところの意気込みも感じられて、すばらしいと思いました。

さらには、今回、自らの持っているビル、そういったものに関しても脱炭素化の範を示す方向に動こうとしているといったところは、すばらしいなと思いました。本当に全般的に、これまでの濃密な議論が反映されているすばらしい内容になっていると思います。

細かい点で1点だけ質問がありまして、46ページの6行目～7行目に関しまして、「超過削減クレジットの発行には制限を設定することなどを考慮すべき」という文言が入っていて、これは東京都が進めるキャップ&トレードの趣旨からするとあまり望ましい表現ではないのではないかと思いました。基本的には削減目標を持ってもらっていて、より頑張ったところはそれに応じた1つのリターンを超過削減クレジットとして得られる。そのことが、今後削減をさらに促進するためのインセンティブになっていくのだと思います。46ページの6行目～7行目です。最初の段落の最後の2～3行ぐらいですけれども。これを読むと、削減しようとしている事業者からすると、「あれ？クレジットをもらえなくなっちゃうのかな？」という不安を与えるような内容になっていて、そこが混乱を招くのではないのかなといったことを危惧しますので、この点を少し修正するか、あるいは御説明いただきたいなと思いました。

以上です。

○田辺座長 どうもありがとうございます。

では、ここで、高瀬委員には申し訳ございませんが、一旦事務局のほうから回答等をお願いできますでしょうか。

○福安政策調整担当課長 竹村委員、石井委員、有村委員、貴重な御意見をいつもありがとうございます。特に総論の部分の御意見・コメントをいただきました。総論のところで記載させていただいていますが、脱炭素だけではなく、緑、グリーンの配置ですとか、防災、快適性の確保、あとウェルビーイングですね。あと竹村先生からは命の安全保障ということを頂いておりますけれども、他分野との連関で都市のあり方を検討していくことが非常に重要であるという点、これは基本計画の検討を行う企画政策部会でも同様に御指摘がありまして、今後の政策推進に当たっての重要な考え方であると認識してございます。

中間まとめで言いますと、10ページの17行目ぐらいから、「よりレジリエントで豊かな住みよい都市へ」というところです。カーボンハーフというターゲットは、単に温室効果ガスが半分になっていけばよいという目標にとどまらず、健康や持続可能な消費など、SDGsも踏まえた都市づくりにつなげていくための取組である、そういった認識を示しているところでございます。今回頂いた意見も踏まえて修文のほうを検討させていただきたいと思っておりますけれども、一方で条例改正に今回絞ってこちらの答申はまとめているという面もございます。ま

た、来週予定している基本計画の検討、またその中での審議も併せて、セットで都民にお示ししていくということで、幅広く御提示できるかと考えてございますので、そこも今回の修文と併せてお示しできればと思っております。

あともう1点、キャップ&トレードに関する御質問についてお答えいたします。少々お待ちください。

○小島総量削減課長 総量削減課長の小島でございます。

有村委員から御質問いただきました46ページ、「超過削減クレジットの発行には制限を設定することなどを考慮すべきである」という文言についてですけれども、こちらの項目は45ページの下段のほうにありますとおり、積極的な取組を後押しするインセンティブ策の1つとして示している項目でありまして、その中で、2030年より前にカーボンーフビルを早期に実現した事業所ということで、省エネと再エネ利用の優れた事業所を、いわゆるカーボンーフビルを前倒ししたという形で認定して、その場合に削減義務率をゼロにするなどの強力なインセンティブを付与する仕組みを入れていこうという検討をしていくことを示しております。その強力なインセンティブを付与する代わりとして超過削減クレジットの発行に制限を設けるなど、そういったセットで全体の制度設計をしていく必要があるのではないかという趣旨で示しているものであります。

詳細につきましては、今後さらに検討をまいります。

○福安政策調整担当課長 事務局からは以上でございます。

○田辺座長 有村委員、今の回答で何か追加で御質問等ございますでしょうか。

○有村委員 ありがとうございます。制度の趣旨というのは理解したと思いますが、文言だけを見ると、そこだけ別個に書いてあるので、誤解を招くのかなという印象を持ちましたので、何か書き方にちょっと工夫をされたらいいのかと思いました。

取りあえず以上です。失礼いたします。

○田辺座長 貴重な御意見ありがとうございます。先生の御意見を取り入れて修文を都のほうにお願いしたいと思っております。

それでは、また御質問・御意見を。ぜひ積極的にお手を挙げていただければと思います。それでは、高瀬委員、お願いいたします。

○高瀬委員 まず、案についての書きぶりのコメントをしたいと思います。

68ページの再エネのところなのですが、「証書による再エネ価値の割合」というのが6行目にありまして、これは証書に限るのでしょうかというのが1つ。非化石証書は、系統分に義務的かというとのはあるのですが、義務ではないですよ。非化石電源として登録することは義務ではなく、登録しなくても別にいい、してほしいけれども義務ではないということ伺っていますので、証書だけではなく、もしかしたら下のほうで書いてあった自己託送などもあると思います。「供給事業者」と言ったときにはこういう話にはなりがちだと思うのですが、私がちょっと「あれ？」と思ったのは、相対で——となったときにどうなるのかなというところ。相対で、かつ非化石電源登録しない場合というのがあり得るかなと思って、ちょっとマニアックな指摘です。ただ、「そうじゃない場合もあるよね」ぐらいなコメントが、そういうニュアンスが入るといいかと思います。必ずしも証書だけで整理できない可能性があるということで、証書というよりは「再エネ属性証明」というふうに言ったほうがいいのかというのが1点。これは細かい記述で、見ていて「あれ？」と思ったところです。

あと、2点目は、東京都としてすごく先進的なことをやっているということではあるのですが、ある程度国がちゃんとやってくれないとうまくいかないことというのが幾つかあると思うのですよね。その1つとしてトラッキングシステムがあると思うのですが、国としてもこれをちゃんとやるというふうにエネ庁さんがおっしゃっているので、「国がちゃんとやることを期待している」みたいな、国との関係性というところも書いたほうがよいと思います。他の自治体との関係性、連携というのは書かれていたのですが、東京都も日本国の中にあるということで、どうしても国がやってくれないと困ることという観点もあると、提言的になるのではないのかなという御提案です。

あとは、もう1点、最後です。この再エネ証書絡みで、今パブコメにかかっているカーボンプライシング関連の経産省の、正式名称は今すぐ出てこないのですが、ちょっと前にかかっているカーボンプライシング関連の資料がございまして、そちらにすごくちらっと「非化石証書は系統電力のみに適用できるようにする」みたいな案が書かれていて、それはそれで別にいいと思うのですが、そうすると東京都としてやろうとしているJ-クレジットはどうなんだと。J-クレジットはもう系統電力に使えないという話ですかということの方がクリアにな

っていないくて、そういうところを国としてはいろいろな流れがあつてぐちゃぐちゃしてしまっているところを、これは今後の話になるかと思うのですが、今回には反映できないとは思いますが、今回の提案に書かれていることが国のちらつとした話でぐちゃぐちゃになるかもしれないので、そこは最新情報としてしっかりウオッチされたほうがいいのではないかと思います。これは情報提供というところでは。

以上でございます。

○田辺座長 高瀬委員、どうもありがとうございました。

それでは田中委員、お願いいたします。

○田中臨時委員 大変な作業をしていただきまして、取りまとめていただきまして、ありがとうございました。中身を拝見させていただきまして、かなり議論が反映されていて素晴らしいなと思いましたけれども、ほかの委員から御指摘いただいているので、私の追加的なすばらしいなと思ったポイントを2つほど挙げて、最後はコメントです。

1つは、やはり東京都は需要側が大きいので、なかなか自分で建物とか家とかを持っていない方がどう参加するのかというところが1つ問題かなと思っていましたが、いろいろな再エネメニューを含んだものを買うということも推進するというので、結構場所を取って解説いただいたのは非常にすばらしいかなと思います。

あと、将来的なZEVというか、EVの充電の設備のところでは、こちらを新しい建物に入れておこうということで、いろいろ議論していただいて、非常にすばらしいかなと思います。ここに関しては、将来的にもう少し安くなることを見込んで場所だけ置いておいて、後で入れるという選択肢もあるのかなと思いましたけれども、ここではあえてこの書きぶりでもいいかなと思います。

1つコメントといいますか、私の専門に近いところでいきますと、55ページ、56ページの「高度なエネルギーマネジメントの推進」というところですが、今回の条例の改正案というのは、非常に包括的にいろいろな分野でメンションがありましたけれども、今後この再エネの導入を進めていくと、どうしても日本だと太陽光が多くなりますが、そうすると4月、5月、6月の昼間は余ってくる。一方で夜は足りないというような形になってくると思います。さらにそれを上げていきますと、3月や8月も昼間は余ることになりますが、そういっ

た意味で、今回は頑張って投資をしようというトーン。投資というか、省エネもしますし、断熱性とかそういったところに投資をするという話だったのですが、逆に今度は余ってくると、それをうまく使っていくというのも高度なマネジメントの1つかなと思っていますので、晴耕雨読じゃないですけども、晴れた日はふんだんに電気を使って、より高い生産性を出すとか、そういったこともデータを使いながら使っていけるような、この次ですけども。次の段階は低炭素化をしていくというところに加えて、その世界観を楽しみながら新しい生活のスタイルみたいなものに付加価値を出していくというところを注目していくと面白いのかなというふうに思いました。

56ページの下のところ少しだけ余りがあるので、何かそういうトーンが入るとありがたいなということがコメントでございます。例えば、データの活用で言いますと、あるインフラの会社さんと御一緒させてもらっていると、やはり気温、エアコンだと14時ぐらいが気温のピークになるので、14時ぐらいが出力のピークに普通はなるのですけれども、太陽光とセットだと、太陽光だと12時ぐらいがピークですので、12時ぐらいにあらかじめ可能な限り寒くない範囲で下げておいて、14時ぐらいは出力を少し下げておくとか、そういうこともできてるかなと思いますので、本件の次の視野というところで、こういったデータを使った高度なマネジメントをすることで、再生可能エネルギーフレンドリーなライフスタイルや需要の使い方みたいなものが考えられるといいかなということです。

最後はコメントでございました。私からは以上でございます。

○田辺座長 田中委員、どうもありがとうございました。

ちょっと順番が入れ替わりますけれども、稲垣委員、よろしければ御発言いただきたいと思えます。

○稲垣委員 丁寧な取りまとめと御説明を頂きまして、ありがとうございました。新築の建築ですとか、既存の建築、そしてエリアにまで及ぶ様々な方向性が示されていて、網羅されていると感じました。

最後に御紹介いただいた概要版についてなのですが、こちらを拝見させていただくと、今回検討した全体像が分かって、非常に分かりやすいと思ったのですが、1点だけ。新築の建物と既存の建物が横に並んで書かれている下に、「エリア」が配置されていて、新規

の都市開発だけではなくて既存のまち・建築も対象にできる余地があると示されているように私は感じまして、うまいなと思いました。

そのときに、この「エリア（都市開発）」が、新規の都市開発のみをイメージしてしまう部分もあるので、ここを例えば「都市開発・マネジメント」ですとか、少し広がりのあるワードで取りまとめただけだと、東京で人と建物が集まっているところにどうチャレンジしていけるか、きちんと方向性を示せるのではないかと感じました。

あと、私の専門から言いますと、レジリエンスというところがあるのですけれども、レジリエンスですとか生物多様性といった様々な分野との連携ですとか連関についても丁寧に記述いただいていると思いました。若干附属的な印象も感じるというコメントもございましたが、それであっても、加えられている点は評価できるのではないかと考えています。今後、定量評価できるような技術開発といいますか研究など、個人的にも努力していかなければいけないなという思いを新たにしました。

それに絡んでなのですが、「レジリエンス」というワードがすごくいっぱい出てきまして、様々なところで考慮いただいているというのが分かるころではあるのですが、もしかすると違う意味を「レジリエンス」として扱っているのかなと思うところも幾つかございまして、一度横断的に用語の調整をしていただけるといいのかもしれないと考えています。少し新しい単語で、受け取る人によって何をイメージするかが変わってしまう、しかも結構重要な用語だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

例えば18ページの資料について、「レジリエンス等に資する取組が」という文章があったのですけれども、具体的に何をイメージしているのかが、伝わりづらいかもしれないと思ひまして、私が理解し切れていないだけかもしれないのですが、「レジリエンス」が何をイメージしているのかをどこかに補注いただく構成もあり得るのかなと思いました。御検討いただければと思います。

ありがとうございました。以上です。

○田辺座長 稲垣委員、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局から回答とか質問に対するお答え等をお願いできればと思います。

○福安政策調整担当課長 高瀬委員、田中委員、稲垣委員、御意見いつもありがとうございます

ます。

最初に、稲垣委員から頂きました概要版の書きぶりですが、御指摘の趣旨はよく分かります。例えば「都市開発・エネルギーマネジメント」ですとか、そういったことで広がりを持てるように直したいと思います。

それから、「レジリエンス」の言葉の使い方ですね。先ほど18ページのところの御指摘がありましたけれども、全体を横断的に確認していきたいと思います。なお、18ページについては、資材のところと「ともに」のところでもう一回切れて、レジリエンスは、資材とは別の観点で申し上げているというところでもうございまして、そういう趣旨でございまして、いずれにしても全体を見渡して確認していきたいと思います。

また、田中委員から、エネルギーマネジメントの観点で、太陽光で中間期の余剰電力が出てくる、そのあたりの活用という観点も今後は出てくるだろうという御指摘を頂いてございます。56ページのあたりも、そういった観点で何か書けることはないでしょうかというコメントも頂きましたので、検討いたします。

あと、高瀬委員からも御意見を頂いてございますので、引き続き御回答させていただきます。少々お待ちください。

○秋田計画担当課長 計画担当の秋田と申します。御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

証書の関係でございまして、委員の御指摘の相対取引とかで、必ずしも証書だけではないということもあり得るかもしれませんので、例えば再エネ属性証明等、何か表現で工夫できるかどうかというのは持ち帰って検討させていただければなと思います。

また併せて、国のカーボンプライシングの状況というのは、こちらも並行して状況を把握し、今回の資料に反映するというものではないかもしれませんが、アンテナを張って確認していきたいと思います。

○福安政策調整担当課長 事務局からは以上でございます。

○田辺座長 56ページの田中委員からの件はよろしいですか。

○福安政策調整担当課長 56ページのあたりに、そういった太陽光発電の余剰エネルギーの活用みたいな、新しい視点というものも入れられるかどうかという御意見を頂いております。

ので、頂いた意見を踏まえて、持ち帰って検討したいと思います。

○田辺座長 ありがとうございます。高瀬委員、田中委員、稲垣委員、よろしいでしょうか。

○高瀬委員 はい、ありがとうございます。

○田中臨時委員 田中も結構でございます。

○田辺座長 ありがとうございます。稲垣委員もよろしいでしょうか。

○稲垣委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○田辺座長 多分、先ほどおっしゃったのが、新しい開発だけではなくて既存のというイメージも——というような意味だと私は取ったのですけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

○稲垣委員 そうですね。私としては、新規の再開発だけをイメージしないようなワードでまとめていただけるといいなと。既存も含めてということです。

○田辺座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして村上委員、いかがでしょうか。

○村上臨時委員 私からは大小3点ございます。

まず1つ目が、冒頭の書き出しと申しますか、トーンかなと思うのですけれども、ネットゼロですとかカーボンハーフ、ゼロエミッション、こういったものに対して一般的にはなかなか遠過ぎる、大き過ぎてとても実現できないのではないだろうかという受け止め方をされることが非常に多いのではないかと思います、「ただ、この取組を一つ一つやっていくことによって実現できるんだ」というトーン、それが少し書き出しのところでもあると、よりよいのかなと感じました。

あと、2つ目が、小さいことなのですが、7ページの冒頭の「都におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量等の現状」のところ、業務部門（ビル）の量が多いんだというところを最初にしっかり書いてしまってもいいのかなと。頭から読んでいきますと、減少幅の話から入っていますが最初の3行ぐらいをもう少し分かりやすくできるのかなという印象を受けました。

3つ目が、建物の新築と既存物件のことについてです。単語を私も拾って読んでいったのですけれども、恐らく「リノベーション」とかそういった言葉は使われていなくて、「改修」

というので、エンボディド・エミッションですかね。改修時の建築リサイクルに関する資源のこととかで少し触れられておられるのかなと思います。やはり新築は分かりやすいけれども、既存建物の取組の中で、どこからどこまでの何を指しているのか。あと、リノベーションによって、例えば新しく使うセメントが減ることによってこれだけCO₂排出量が減っていると、事業者としてはPRしたいし、そこが評価されるようなファイナンスを目指される方も少なからずいらっしゃると思いますので、そういったものがどこに入っていくのか・いかなないのか、入れるとすればどういう指標を使えるのかといったことも、今後の細かいことになっていくと思いますが、情報へのニーズとしては少なからずあるのではないかなと思います。以上、申し上げます。

以上です。

○田辺座長 村上委員、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 このたび、大変意欲的な内容の濃いものを作っていたいただいております。皆様の御努力に敬服するものでございます。特に、11ページに、「カーボンハーフの実現に加え、2030年以降での更なる排出削減を進める基盤を創る」ということが書いてございまして、これが大変魅力的な言葉だと感じました。

ただ、この将来の基盤というところについては、これまでの先生方も将来の都市のあり方ということをおっしゃられて、それとつながるものだと思うのですが、将来の姿については内容的にはそれほど浮き上がっていないなという印象は漠然と持っております。そこをちょっと足せたらいいのではないかなと思いました。

それから、これまで支援などの形で取り組んでこられたというものを、制度を強化して義務化していくという方向に今回はかじを切るということだと思うのですが、制度というふうになると、どうしても膠着しやすいものでございます。今後実際にやってみると、やはり状況が違ったりとか、世界全体の情勢が変わってくるとか、新しい技術革新が起きるとか、いろいろなことが起きてくると思いますので、そのような事項について柔軟に対応できるようにということをお願いしたいかなと思いました。

感想でございます。以上でございます。

○田辺座長 遠藤委員、どうもありがとうございました。

それでは、鈴木委員、お願いできればと思います。

○鈴木委員 今日の議題はカーボンハーフに向けた条例改正ということで、そのための今までの議論がよくまとまっていて、あとはもう書きぶりの問題だけかなという気はします。そういう意味で言うと、個人的には同じようなことの繰り返しが多いような気がして、ですから、全体をもうちょっとスリム化して、なるべく重複を避けていただいたほうがいいかなとは思ったのですけれども、要は、条例改正の根拠としてどういう議論がされたかをまとめたということで、その中間発表なので、いいと言えればいいかと思います。特に異論はありません。

今回の議論の私なりの意義というのを考えると、やはり炭素（C）という元素の単位で物質循環を考える、行政がそういうことを考えるということ自体が、これからのやり方として非常にいい方法だなと思いました。というのは、定量的にやらざるを得ないし、民主的に、かつ客観的にエビデンスを持って議論せざるを得ないですね。そういう意味で、情に流されない行政のあり方として、こういうやり方の議論というのが規範となっていくというのはいいと思います。

その意味で、別の観点から、参考資料1の33ページを見ていただくと。例えば生存の問題とか食料の問題とか、いろいろなことに絡むのですけれども、ここで言っている資源の循環利用と、それからライフライン、特に下水道に関係することで、先ほどの問題とは別に継続的にこれから資源循環として議論していただきたいことを今日提案申し上げますけれども、今回の中に織り込めという意味ではなくて、継続的に議論していきたいと思うのですけれども、それは何かというと、「C」ではなくて「P」なのです。Pというのはリンなのですけれども、私は園芸学科卒なので肥料にはうるさいのですが、N・P・K（窒素・リン・カリウム）という肥料の三要素を御存じだと思いますが、この中でリンというのが一番入手しにくくて値段が高いのです。

実は日本では年間80万tのリンを使っているのですけれども、ほぼ100%輸入です。そのリンをどこが作っているかというと、アメリカと中国とモロッコ。この3国だけで6割作っています。ですから、そこからの輸入が滞ると、日本の食料生産というのは非常に危険なのです。

窒素は空中から固定できますけれども、リンだけは掘ってこないといけない。80万tのうち、56万tが肥料に使われています。残りは工業用です。そして、リンの全体の埋蔵量はもう、あと100年ちょっとしかもたないですが、日本では、その56万tの肥料のうち、下水に5万5,000t流れているのです。つまり10%は下水に流れているのです。要は、肥料が農作物になったり肉になったりして人間の体内に取り込まれて、排せつされて下水に行く。ですから、56万t輸入したリンのうち10%は下水に流れている。その下水から肥料として回収している量は、5,000tしかないのです。簡単に言うと、1%しか再利用されていないのです。

先ほどの33ページの下水道施設を見ると、今はどのようにリンが処理されているかというところ、汚泥として固められて、焼かれて、それで溶けないリンとして埋め立てられて、あるいはセメントの材料として、溶けない材料として骨材として使われているわけです。それから、残りはまだ処理し切れなくて水に流れていくので、富栄養化してしまうということになりますし、そういう形でリンを埋没させているのです。江戸時代は、実は大名屋敷とか長屋からの人糞というのはお金を出して買われて、もう一回畑にまかれていた。そういう意味で言うと、今の東京のリンの資源循環というのは、江戸時代より遅れているのですよね。

それから、最近の世界情勢を見ると、やはりリンが不足していく。それが一種の戦略物資みたいになってくるおそれもあるので、そういうものの確保というのは大事だと思うのですが、技術的にはもう下水汚泥からリンを肥料として取り出す技術は随分進んでいるので、東京都下水道局もそれに関する研究というのはずっとやってきているようなのです。論文とかも出ています。ただ、あとはそれを東京都の処理施設の中に、そういうリンの再利用のプラントを造るかどうかというのは、東京都が決断すればできると思います。日本のいろいろな自治体はもう始めつつあるのですよね。東京は人口密度も高いし、人口も多いので、ある意味で東京の下水道というのはリンの都市鉱山だと思うのです。今までIC基盤から金を作る都市鉱山というのを言っていましたけれども、リンの都市鉱山が東京都内にある。これを活用するというのは、環境にもいいし、食料の安全保障にもなるし、いろいろな意味でよいということです。

リンはどんどん値上がりするので、そういう意味でも、今は経済採算上合わないということがやらない理由になっているのですけれども、そう言っていられない状況が起きつつある

ということを認識していただいて、次はリンについての資源循環、環境循環というか、そういうことを検討して行ってほしいなというのが、今日の提言です。

以上です。

○田辺座長 鈴木委員、どうもありがとうございました。

それでは、ここで一旦事務局から、また回答・コメント等をよろしく願いいたします。

○福安政策調整担当課長 村上委員、遠藤委員、鈴木委員、御意見ありがとうございます。

最初に、村上委員から3点ほど頂いてございます。都民や事業者の方々、2050年ネットゼロというのは遠過ぎるイメージがあって、一つ一つ積み上げていくという視点でできることを分かりやすく伝えていくことは大事だという御指摘でございます。中間まとめの中だと、これは最後の章になりますが、72ページの5番のところですね。都民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの行動変容を促す取組というのも、19行目、条例改正や制度的な対応だけではなくて、こういった行動変容もしっかりと促していく取組の重要性をうたわせていただいておりますけれども、総論の頭のところで書き加えられるかどうかというところは検討させていただきたいと思っております。

それから、7ページの排出量・エネルギー消費量のところです。こちらにつきましては、業務部門・家庭部門を特に重要な部門と認識してございまして、ページが飛んでしまっていて分かりにくいのですが、8ページの頭のところに、建物に起因する排出量が約7割ということで、ここが対策の重要なターゲットである点をお示ししているところでございますので、このあたりでご理解いただけないかと考えております。

リノベーション、改修のときの評価というところは、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

それから、遠藤委員から、2050年の姿というところで、どのような姿を描いていくのかという御意見でございます。なかなか中間まとめの中で全て書き込めないところもありまして、先ほど鈴木委員からも参考資料1ということで、カーボンハーフに向けた行動の加速という、今年の2月に発表して、その前にもゼロエミッション東京戦略というものもアップデートしてきているのですけれども、そのあたりの中で、2030年、2050年の姿というものはある程度具体的にお示ししてきているかなと思っておりますので、この中間取りまとめと併せておつけして

いくということではいかがかなと考えております。

また、義務的な制度を講じたときに膠着的になるおそれがある、新技術の開発動向など、注視していく必要があるだろうと。御指摘のとおりかと思えます。中間まとめの中ですと、そのあたりの書きぶりは72ページの4番に書かせていただいております、「継続的な制度の検証と見直し等」ということで、今後も弾力的かつ意欲的に進化させていく必要がある。また、11行目からですが、気候変動の状況変化、気候変動をめぐる国内外の諸都市、企業、金融機関、NGOなど、国際社会の趨勢、事業者の意見、技術開発の動向、こういったものも見据えながら、さらなる見直し・検証を図っていくということを記述させていただきます。

あと、鈴木委員から、今回の中間取りまとめにとどまらず、今後の施策展開の方向性ということで、貴重な御意見を頂いております。ありがとうございます。今回、消費ベースCO₂や、エンボディド・カーボンなど、新たな視点も加えているところでございます。炭素での物質循環という観点。先生からは、窒素・リンの循環という視点も今後重要になるという貴重な御意見を頂いておりますので、土壌や食料という観点も非常に重要かと思えます。今後研究していきたいと考えてございます。

あと、もう1点お答えいたしますので、少々お持ちください。

○宇田建築物担当課長 建築物担当の宇田と申します。

村上委員から御質問がありましたエンボディド・カーボンの関係について、新築のほうは分かりやすいということなのですが、既存建物のリノベーションにどの辺までが入っているのかなというところが分かりにくいという御指摘だったかなと思っております。

2,000m²以上を対象とする大規模な新築建物の制度につきましては、一応増築部分が2,000m²以上というものまでは対象になっています。なので、基本的にはそこもターゲットに、今後の制度強化というのは考えていくということになっています。

それ以外に、リノベーションの程度がどの程度のところまでを考えていくのかということにつきましては、御意見として受け止めさせていただいて、今後の検討の課題かなと思っておりますので、御意見として受け止めさせていただきます。

○田辺座長 どうもありがとうございました。村上委員、遠藤委員、それから鈴木委員、よ

ろしいでしょうか。

○村上臨時委員 はい、ありがとうございました。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。

竹村委員から、チャットで退室前に御意見を頂いておりますので、私のほうで読み上げさせていただきます。

「竹村です。私もこれで中途退室いたしますが、鈴木委員のリサイクル・アップサイクルに深く共感します。これこそ東京スタンダードの循環経済の柱になると思いますし、東京が都外・世界から輸入する大消費地というやり方を超えて、都民の巨大な排せつ物から都外・世界に資源を輸送するハブへとアップグレードする可能性の中心になるかもしれません。2050年を視野に入れた環境審議会の議論として外せない点ですので、ぜひ盛り込んでいただくと幸いです」という御意見がございました。

これは都のほうは、コメントはよろしいですか。

○福安政策調整担当課長 今回の中間まとめの中でというところは難しいかもしれません。また、東京都としての受け止めというところも検討させていただきたいと思います。御意見として、まずは受け止めさせていただければと思います。

○田辺座長 竹村委員、どうもありがとうございました。

それでは、お手が挙がっている小和田委員、お願いいたします。

○小和田委員 まず、今回の中間取りまとめにつきまして、大変素晴らしいものになったと思っております。事務局の皆様の成果に敬意を表したいと思っております。

私からは、大きく2点お話しさせていただきたいと思います。

1点目はレジリエンスについてでございます。今回、本編につきましては、本当にレジリエンスについて多く言及していただきまして、これは多くの委員の意見を反映したものだと思っております。ありがとうございます。

その中において、2～3点、細かいところをコメントいたします。まず1つ目は、本文においてはこれだけレジリエンスについて言及されているものの、資料3の概要については、レジリエンスという言葉が出てきていないということです。やはりレジリエンスという観点で、

大きく1つの論点として入っておりますので、概要のほうにも反映していただけるとよいのではないかと思います次第です。

2点目につきましては、資料2の13ページです。「2030年カーボンハーフに向けた制度強化の基本的考え方」ですが、ここでも10行目に「レジリエンス向上」と記載されてございますが、この部分は東京都の都市全体のレジリエンス向上を指しているのではないかと考えております。その場合、「災害時の停電へのレジリエンス向上」については、おそらく「太陽光発電や蓄電池等の利用」の「等」で包含されているという解釈であるとは思いますが、中小規模のビルや住宅であれば対応策として適切なのかもしれません。前段の文章の流れからすると、大規模な商業集積地やビジネス街におけるレジリエンス向上という観点では、少し表現が足りないのではないかと考えた次第です。具体的には、同じ資料の55ページ、ここで第6次エネルギー基本計画の表現が引用され、16行目～17行目にレジリエンス対応の文脈で「分散型エネルギーリソース」という言葉が使われてございます。ぜひこの表現を、先ほどの13ページの10行目のところにも加えていただければと考えております。

また、実際の第6次エネルギー基本計画では、「分散型エネルギーリソースとは何ぞや？」というところを注釈をつけて記載してございますので、55ページについてもぜひその注釈を加えていただけると、より多くの方に誤解なく、こういった取組が実際に分散型リソースとして有効であるということが伝わるのではないかと考えておりますので、ぜひそれも追記していただきたいと考えております。

続きまして、13ページにまた戻っていただきまして、基本的な制度強化の考え方ですが、これは事業主体としての要望でございますけれども、先ほど遠藤委員のお話にもありましたとおり、「S+3E」を前提にすると、最も効果的な脱炭素の取組というのは業種・業態によって当然異なってくると考えたときに、制度強化に当たっても、その時点での経済性や技術開発の進展、あるいは社会実装のスピード、そういった時間軸を十分考慮して、柔軟な制度設計ということをぜひ考慮していただきたいと考えてございます。

また、今回の条例改正では様々な制度の強化が書かれてございます。再三申し上げていて大変恐縮なのですが、事業者にとっては相当なコスト負担が想定されますので、ぜひ制度の「強化」と「支援」、この両輪を検討していただいた上で、各主体において主体的に

脱炭素化に向けた取組が進められるような仕組みを引き続き検討していただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○田辺座長 小和田委員、どうもありがとうございました。

それでは、中島委員、お願いいたします。

○中島臨時委員 まず、中間取りまとめ、皆様おっしゃられているように、非常にこれまでの議論を丁寧に精緻に取りまとめていると思います。

私からは、少し文章の書きぶりの話になるかもしれませんが、3点ほどコメントさせていただきたいと思います。

まず1点目は、未利用エネルギーの扱いに関してなのですが、59ページの3～4行目にも、この「制度強化の基本的考え方」というところで、「未利用エネルギーや再エネを積極的に活用しながら、エネルギー需給の最適化を推進する」と書かれております。具体的にいろいろ細かく書かれている中で、例えば62ページ（イ）のところに、「地域冷暖房区域における脱炭素化の推進」というところの中の33行目などは、「再エネ利用については、敷地外から調達した再エネの活用を評価していくことを検討すべき」とありますし、次のページの（2）の高度なエネマネのところの31行目、①に「建物内や地区内に加え、建物外や地区外からの再エネ設定・調達を評価」という書き方があるのですが、これは再エネだけではなくて、未利用エネルギーもぜひ入れたほうが分かりやすくなるかなと思いました。前回も発言させていただきましたけれども、まだまだ都内の清掃工場排熱などでうまく活用されていないところも多々ありますし、結構今の時期に、ちょうどリニューアル工事、建て替えるとか、そういったものも出てきていますので、そういうタイミングでうまく、もっと有効に排熱を活用するということは、化石燃料でも脱炭素にもつながる手法の1つかと思いますので、特に都市部では有効な1つかと思いますので、今のあたりに加えてもいいかなと感じました。

2つ目は、今の小和田委員と少しかぶるところもあるのですが、レジリエンス向上に資する話です。同じ63ページの下段の②のところでも「レジリエンス向上に資する蓄電池等の導入・運用」というのがあると思いますけれども、大都市でいくと、「レジリエンス向上に

資する」と書かれたときに、「蓄電池等」だけが書かれていると少し違和感がありまして、分散型エネルギーリソースという中で、蓄電池で賄える部分というのは結構能力的にも限界があるかと思えますし、今起こっている再開発でも、かなりCGSが主力になってエネルギーマネジメントですとかレジリエンス向上というところにも寄与していると思えますので、少し書き方として工夫いただいたほうが、特に都市部は分かりやすくなるかなと思った次第です。

3つ目は、またこれも同じページになるのですけれども、63ページの15行目の(2)のところです。「高度なエネルギーマネジメントの実装に向けた取組」というところで、これは既存の開発地区というものもしっかりと定義いただいて、17行目にも「既存開発地区を含め」というところですか、19行目も「既存・新築ともに」と書いていただいているのですけれども、それは非常によかったなと思えます。既存市街地でどう高度化していくかというところの脱炭素化というのは、まだまだポテンシャルはあると思えます。

ただ、17行目の「既存開発地区を含め」の後に、「取組に積極的なデベロッパー等との連携により、推進していくことが重要である」と。ここに「デベロッパー」と書いてしまうと、やはり新規開発に特化してしまう書き方になってしまいます。結構難しいのが、既存の開発地区ですと、どこが主体になってエネルギーマネジメントに取り組むべきか、どういうところの後押しをする施策をつくるかというところが重要かと考えています。デベロッパー（開発事業者）に後押しするのは割とやりやすいのですけれども、そのときの主体者というと、恐らくデベロッパーというよりは、既存の市街地ですと1つのデベロッパーがもともと開発していない部分も多いですから、この西新宿もそうですけれども、エリアマネジメント組織というところがまず1つの大きなキーかなと思っています。もちろん、それをつくっていない地域もいっぱいありますけれども、最近はタウンマネジメントなど、エネルギーとか災害対応以外の街のにぎわい創出などでタウンマネジメント組織などをつくっているところもありますけれども、そういうところが主体的にこのエネルギーマネジメントに取り組んで、より高度なエネマネをやってもらうというところは非常に重要かなと考えますし、場合によっては、地域冷暖房地区の場合は、地域熱供給事業者がそういう事業をどこかと組んで行うということもあり得るかもしれません。ですので、その主体者ですね。どういう書きぶりにす

るかというはあるかと思えますけれども、既存の市街地の場合は、デベロッパーではない部分をうまく後押しする、誘導するような政策が必要かなと思えますので、少しその辺にも配慮した書き方を御検討いただければと思います。

以上になります。

○田辺座長 中島委員、どうもありがとうございました。

それでは、高村部会長、よろしく願いいたします。

○高村部会長 ありがとうございます。

皆様もおっしゃってございましたけれども、これまでの議論を大変丁寧に事務局でまとめていると思います。特に建築物、それから都市のあり方について、2050年カーボンニュートラルを見越して、30年カーボンハーフを見通して、いかに着実にそちらに転換をしていくか。建築物、住宅、都市のゼロエミッション化に向けて対策を加速する。今回はそういう取りまとめをしてくださっていると思っております。こうした方向で取りまとめができるというのは、これまでの議論を反映した大変すばらしいまとめをいただいていると思います。

その上で、若干細かなところも含めて申し上げることになるかもしれませんが、1つは、先ほど中島委員あるいはほかの委員もおっしゃいましたでしょうか、少し書きぶりの点であります。恐らく冒頭か10ページの基本的な考え方、このあたりに要素は全て入っていると思うのですが、やはりこの中間の取りまとめを都民やあるいは都にある企業の皆さんにしっかりその意味を伝えるために、なぜ30年カーボンハーフ、50年カーボンニュートラルに向かつて今より対策を加速させる必要があるのか。それが特に、都民と企業にとってどういう意味とメリットがあるのか。どういう将来の東京を目指すのかというところを、できれば冒頭にといいましょうか、分かりやすくそれを最初に打ち出させていただくということを御検討いただくのはどうかと思いました。

概要のところでは、上の右側のところにその要素を書いていると思うのですが、丁寧に報告書の取りまとめをいただいているがゆえに、要素は入っているのですが、多分その最もお伝えをしたいと事務局が思っているところがストレートに把握しにくいような印象を持っておりまして、それが1つ申し上げたい点でございます。

それから2つ目は、これも何人かの委員から御指摘があった点ですけれども、10ページの基本的な考え方のところ丁寧に書いていただいていると思うのですけれども、特に昨今のウクライナ情勢、しかし実態としてはその半年ぐらい前からエネルギー価格は高騰しております。これはもちろん、都民、それから都の企業の皆様の負担にもなっている、家計の負担にもなり、企業経営の負担にもなっているわけですが、確かにそういう意味で、その中で例えば新しい再生可能エネルギーの導入ですとかエネルギー効率の改善のための設備を導入することは負担とも受け止められる可能性はもちろんあるのですけれども、冒頭のところで「エネルギーの需給逼迫」に加えてもう1つキーワードとして入れていただきたいと思うのは、エネルギー価格の高騰のこの状況について、「エネルギー価格の高騰」というのを入れていただいたほうがいいというのを申し上げた上で、他方で、そのことはエネルギーの効率改善ですとか、あるいは自家消費型、あるいはPPAのような、本来であると比較的、経済的にペイするのに少し時間がかかると思われていたものが、より経済的なメリットがある選択肢になってきているということだと思います。これは説明がないわけではなく、施策の御説明の中に書いてあるのですが、この点、まさに今やることのメリットは何なのかということに、少し付け加えて書き込んでいただいてもいいのではないかと思います。そのうち、家計や、とりわけ中小企業への負担という観点を考えると、これは小和田委員がおっしゃいましたけれども、しっかりその情報の提供をはじめとした支援、あるいは政策的な支援と、こうした制度の加速というものを対にして進めていくということを書いていただくというのは重要なことだと思います。

最後の点ですけれども、45ページ目のところです。22、23、24行あたりかだと思います。ひょっとしたら高瀬委員のおっしゃった御趣旨にも近いかもしれませんが、1つ御質問でもあるのですが、「再エネ電気の供給実態に合わせた取扱いの見直し」というのが、具体的にはどういうことを想定されているのか、ちょっとつかみかねまして、御質問させていただければと思います。これまでの議論、あるいはこれまでの制度の中でも、こうした再エネの取扱いについては、都として拡大していきたい再生可能エネルギー、例えば都内の、あるいは屋根置き自家消費型といったような、都としてしっかり推進をしていきたい再エネの方針を明確にしながら、それを算定の方法の中にも考慮してきたとっております。達成度の評価の

中にですね。

したがって、こうした点については都としてのこういう再生可能エネルギーを増やしたいという政策と、その方向性が矛盾をしない形でその取扱いについては検討いただきたい。これは意見でございます。

あと、若干細かいところはありますけれども、また後で事務局に具体でお話をするとして、いずれにしても専門的な検討が非常に重要な事項が幾つか、これからの検討課題として掲げられていると思っております。やはり制度の全体像がしっかり都民やあるいは都の企業の皆さんに予見可能性の高い形で伝わるように、その検討をできるだけ早くしっかり進めていただきたいということを要望して、発言を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○田辺座長 どうもありがとうございます。

では、一旦事務局に戻したいと思えます。よろしく申し上げます。

○福安政策調整担当課長 小和田委員、中島委員、高村部会長、御意見ありがとうございます。

小和田委員から、レジリエンスの観点、書きぶりのところを御意見いただいております。概要版のほうでも、「災害にも強く、健康的で快適な暮らし」ということで書かせていただいているのですが、「レジリエンス」という言葉は確かに出てきていないので、書きぶりを工夫していきたいと思えます。本文でのレジリエンスの表現につきましても検討させていただきたいと思えます。

それから、中島委員から御意見いただいたところは、後ほど御回答させていただきたいと思えます。

高村委員、全体的な冒頭の部分から書きぶりの御指摘を頂きました。2050年を見据えた都市のあり方ということで、いろいろ書かせていただいておりますけれども、冒頭のところで、特に企業にしっかりとその意義を伝えていく、その意義のところを明確に書いていく必要があるだろうということで、検討させていただきたいと思えます。明確に分かりやすく伝えるというところが、今回取りまとめるに当たってもかなり苦勞したところではあるのですが、検討させていただきたいと思えます。

おっしゃるとおりで、太陽光発電ですとか再生可能エネルギーの導入というものは、今回のウクライナ危機だけではないのですけれども、エネルギーの危機ということを通じて、より自分たちの経済活動の基盤となるエネルギーを確保する取組、エネルギーの安全保障の取組、まさにそのものであると。脱炭素の取組がそういったエネルギー安全保障の取組そのものという認識を、10ページに「カーボンハーフに向けた取組の基本的考え方」として、記載させていただいてございます。この10ページの14行目あたりで書かせていただいている、「化石燃料に依存する我が国において、脱炭素化の取組がエネルギー安全保障の確保と一体であることを、改めて強く認識すべきである」という記載をさせていただいたのですが、ここはより都民・事業者の方の持続可能な活動を確保するという観点で、まさに必要であるという趣旨が伝わるよう、もう少し書きぶりを工夫していきたいと思っております。

そのほか、キャップ&トレードの関係も御質問いただいておりますので、この後、御回答させていただきます。よろしく願いいたします。

○小島総量削減課長 総量削減課長の小島でございます。

高村委員から御質問のありました45ページの「再エネ電気の供給実態に合わせた取扱いの見直し」というところでありまして、昨今、再エネ指定の非化石証書を直接購入するような動きでありますとか、電力供給事業者が様々な再エネ電力の供給プランというのを用意して供給をしているといった動きなど、様々な動きが出てきておりますので、そういったものについて、どのように取扱いを拡充していくのかといったところを検討していきたいと思っております。検討に当たっては、本検討会において先生方から、どういう再エネを都として導入していきたいのか、増やしていきたいのかということがしっかりと制度の中で反映されるようにといったことは何度も御意見いただいているところでありまして、具体的な制度設計においては、そういった視点を踏まえ、また45ページの9行目あたりにも、追加性や持続可能性に考慮した評価についての検討といったこともお示ししているところでありまして、具体的な制度設計の中で先生方の御意見が反映できるように進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○西脇都市エネルギー推進担当課長 都市エネルギー推進担当課長の西脇です。中島委員か

からお話しいただいた件について、御回答させていただければと思っております。

まず、63ページの17行目です。「既存施策等を通して、既存開発地区を含め、取組に積極的なデベロッパー等との連携により」というところで、「デベロッパー」と書いてあるので、新規の開発地区に直結するような表現になっているというお話がございました。趣旨としましては、「デベロッパー等」の「等」の中には、中島委員がおっしゃっているような既存の地区も想定しておりまして、エリアマネジメント組織なども対象に考えているところがございます。一方で、表現が分かりにくいというお話を頂いたと思いますので、「デベロッパー等」の「等」のところに先ほど申した「エリアマネジメント組織」などの言葉を追記させてもらいたいと思います。

そのほか、未利用エネルギーの評価やCGSの話がございました。これも同じく、63ページでのお話だと思います。資料のボリュームが多いので分かりにくいと思いますが、このページでは、既にやっているものに加えて、これから強く推進していくことを記載してございます。未利用エネルギーに関しましても、エネルギーの効率を算定するときに一定程度評価はしていますが、これからは違う視点、再エネの設置・調達も評価していくということを記載させていただいているところです。

系統負荷に関しましても、今まで都としてCGSも推進しているところですが、これに加えて、分散型エネルギーの導入や活用を更に進めていくということ、この63ページで記載してございます。先生のお話がございましたので、いま一度この記載について、誤解等が生じないか、確認等をさせていただければと思います。

私からは以上です。

○田辺座長 事務局からはよろしいですか。

○宇田建築物担当課長 すみません、もう1点だけ。建築物担当の宇田と申します。

小和田委員から御指摘がございました13ページの部分、レジリエンス向上の部分に「分散型エネルギーリソース」という表現を入れてはどうかという御提案を頂いたところなのですが、ここは前段では確かに都市のお話の部分が入っているのですけれども、どちらかというところ、こちらは単体建物対策、単体の建物の積み上がりとしてそれが都市を形づくっているという文脈での都市の話になっています。分散型リソースというと複数の建物等の話になって

きますので、御指摘いただいた55ページのほうは紛れもなく地区のお話になっておりまして、こちらに「分散型リソース」というのが入るのはいいのですけれども、13ページのところの単体建物のあたりに「分散型リソース」という言葉が入ってくると表現としての整合が難しくなるのかなと思っていますので、こちらのほうでは分散型リソースという表現を入れ込むのは難しいかなと思っています。

事務局としては以上でございます。

○田辺座長 事務局からの回答は以上でよろしいですか。

○福安政策調整担当課長 はい、以上でございます。

○田辺座長 もし小和田委員、中島委員、高村部会長から御意見があれば、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小和田委員 ありがとうございます。今の9、10行目のところはあくまでも単体の建物だということで、居住空間を特に言っているのだということは承知しましたが、でもやはり、これは建物のゼロエミッション化に向けた取組強化というところですので、このページそのものが単体の建物だけではないと思うので、そういう視点からも検討していただけるとありがたいなと思います。

○田辺座長 ありがとうございます。

○中島臨時委員 中島のほうは承知しました。ありがとうございます。

○田辺座長 ありがとうございます。高村部会長、いかがでしょうか。

○高村部会長 ありがとうございます。45ページは、再エネ電気の調達実態に合わせた取扱いという御趣旨ですよね、小島さんがおっしゃったのは。御説明で理解したと思うのですが。

○田辺座長 都のほうでいかがでしょうか。

○小島総量削減課長 そうですね。事業者側から見ると確かに調達実態なのですから、ここの表現は供給側の視点ということで、表現については検討させていただきます。ありがとうございます。

○高村部会長 すみません。ありがとうございました。

○田辺座長 ありがとうございます。

小和田委員からの御指摘については、何かコメントはございますでしょうか。

○福安政策調整担当課長 特段ございません。検討させていただきます。

○田辺座長 ありがとうございます。

高瀬委員から手が挙がっておりますけれども、もしよろしければ。

○高瀬委員 すみません、時間がないところを失礼いたします。情報提供というか、簡単に。

RE100の要件が今、改定のパブコメになっていまして、追加性ということで設備が15年より古いものというのは、RE100メンバーは調達にカウントできないという案が出てきています。来年の3月から適用になる要件なのですが、そういう案も出てきている中で、そのRE100要件はちょっと進んできているというところ。あと、CDPでも、報告の中でバイオマスについて持続可能なのか、そうでないのかという、分けるようになっていまして、持続可能なバイオマスの説明資料というのも出ているのですが、やはり第三者認証とかホリスティックな包括的な評価というのを自己でもしていくべきということが出ていますので、再エネであれば何でもいいというところはグローバルスタンダードとしては変わってきている。それは当たり前の話だと思うのですが、情報提供までということで。ありがとうございます。

○田辺座長 高瀬委員、大変貴重な情報をありがとうございました。

今はお手が挙がっていないと思うのですけれども、ほぼ時間になりましたので、よろしいでしょうか。多数の貴重な意見を頂きまして、ありがとうございました。

本日の議論全体を通じた御意見・御質問などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

高村先生にまとめていただきましたけれども、私のほうからも少し、時間は押していますが、けれども発言させていただきたいと思います。

今回、これまで東京都で規制的な措置というのは大規模な建築物とか事業所に限られてきましたけれども、カーボンハーフ、カーボンニュートラルを実現するために、住宅などの中小建築物、いわゆる中小にも制度を拡大していくということが非常に新しい点で、その必要があるということは認識されたと思っております。国においても、建築物省エネ法を戸建て住宅全てで義務化するという案がこの国会で審議される予定ですが、これまでの誘導的な措置だけではないところに踏み込んでいるわけでございます。先ほどから議論にあるように、東京都は多くのエネルギー資源を東京外に頼っているわけでありまして、東京ではさ

らに徹底的な省エネと再生可能エネルギーの利用を進めていくということが重要なのだろうと思います。そして、東京都は地方とか世界に支えられているという点を認識しておく必要があるのではないかと思います。

その一方で、太陽光発電設備の設置を義務化するという制度に関しては、今後の制度構築に当たっては、都民の方、事業者の方には様々な不安を感じる方もいらっしゃるのではないかと思います。都の行政の皆様には、条例制度の適用だけではなくて、そうした不安をできる限り払拭するための方策についても多面的に検討していただいて、太陽光発電の普及・拡大につなげていただければと思います。高村部会長がおっしゃったように、都民あるいは中小事業者に対してしっかり説明をしていくということが最初のほうで重要なだろうと思います。

我が国はエネルギー自給率が12.1%などで、非常に低いというわけで、今回の政策は東京のエネルギー自給率を上げることにもつながります。また、ロシアのウクライナ侵攻によって、エネルギー資源価格はさらに高騰する可能性もあると思っています。小池都知事が発言されていますけれども、やはりエネルギー安全保障の点からも、大消費地である東京の努力は我が国にとって非常に重要だろうと思います。

これで本日の議論は一応終了とさせていただいたのですが、本日御意見を頂いて、修正することになった箇所については、先ほどの議論を踏まえて事務局と委員長で対応させていただきたいと考えています。修文については次回の検討会で皆さんに御報告させていただきたいと思っておりますけれども、よろしければ委員長に一任させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「よろしく願います」「異議ありません」の声あり)

○田辺座長 ありがとうございます。

それでは、次回の検討会では、修文した部分を中心に、皆様に御説明させていただきたいと思います。その後、検討会での中間取りまとめ案として企画政策部会にお諮りしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

最後に、今回の中間取りまとめの素案については、委員の皆様への資料の事前送付が連休などありまして直前になってしまっております。本日の事務局の説明を受けて、修文の追加

があるようであれば、メール等において事務局まで送付していただきたいと思います。委員長としては、御意見もできる限り取り込めるように配慮して、事務局と相談して進めたいと思います。また、御欠席の委員の方にも、その旨を事務局から連絡していただけるようお願いしたいと思っています。

それでは、これ以降につきましては事務局のほうにお戻しをさせていただきたいと思えます。本当に真摯な議論をありがとうございました。

○福安政策調整担当課長 田辺座長、ありがとうございます。また、委員の皆様、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、資料4で御説明させていただきます。

次回の検討会では、本日頂いた御意見を踏まえた修文を行いまして、御確認いただきたいと存じます。

先ほど田辺座長からもお話がございましたけれども、修文につきまして追加の御意見がございましたら、短時間で恐縮ではございますけれども、来週の16日（月）までに事務局までメールなどで頂戴できればと思います。詳細は改めて委員の皆様にご連絡させていただきますので、何とぞよろしくお願いいいたします。

それでは、これをもちまして第6回カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(午後4時7分閉会)